

漁業経済学 短 信

【第65回大会の案内】

■ 開 催

場 所：東京海洋大学品川キャンパス 東京都港区港南4-5-7

事務局：板倉 信明（水産大学校 TEL 083-227-3853）

日 程：2018年6月1日（金）～3日（日）

6月1日（金） 16:30～17:30 : 学会賞選考委員会（8号館208号室）

16:30～17:30 : 会計監査（8号館406号室）

18:00～20:00 : 全国理事会（8号館203号室）

6月2日（土） 9:30 開場

10:00～17:00 : シンポジウム（大講義室）

17:30～19:00 : 懇親会（大学会館食堂）

6月3日（日） 9:00 開場

9:30～12:00 : 一般報告（2号館100A）

12:00～13:00 : 総会 （ 同上 ）

■ 参加申込方法

当日受付もいたしますが、事務局の負担を軽減したいので、会員の皆様には事前申し込みへのご協力を宜しくお願いいたします。振り込み用紙を同封しましたので参加費、懇親会費を納入してください。

大会参加費：2,000円

懇親会費 : 4,000円

■ 学会賞候補者の推薦

学会賞候補者の推薦を募集しています。候補対象者名と理由を記して事務局（板倉信明）までお送り下さい。お送り頂いたものは学会賞選考委員会に提出します。

学会賞選考委員会：委員長（代表理事）宮沢晴彦、佐野雅昭、田坂行男、

古林英二、濱田英嗣、常清秀、玉置泰司



全国理事会・会計監査・学会賞選考委員会会場：8号館（17）

シンポジウム：大講義室（27）

懇親会会場：大学会館食堂（26）

一般報告・総会会場：2号館（8）

【シンポジウム・プログラム】

「沿岸漁場の企業利用と漁業権制度」

代表理事挨拶：宮沢 晴彦（北海道大学）（9：55～10：00）

第一報告：加瀬和俊（帝京大学）（10：00～10：40）

「沿岸漁場の企業利用をめぐる諸論点」

第二報告：鳥居享司（鹿児島大学）（10：40～11：20）

「マクロ養殖資本の事業展開と漁場利用—漁業権の運用を中心に」

【小休憩】（11：20～11：30）

第三報告：綱島不二雄（元山形大学）（11：30～12：10）

「復興特区における漁業権行使・経営の経過と展望」

第四報告：佐藤力生（元水産庁、熊野漁協監事）（12：10～12：50）

「漁業権の解釈・運用の問題点—水産庁の『技術的助言』を中心に」

【昼休み】（12：50～14：00）

コメント 1 : 池田成己 (アクアネット発行編集人) (14 : 00~14 : 15)

コメント 2 : 竹田英則 (愛媛県愛南町久良漁協組合長) (14 : 15~14 : 30)

コメント 3 : 田中要範 (全漁連) (14 : 30~14 : 45)

全体討論 : (14 : 50~17 : 00)

座長 : 佐野雅昭 (鹿児島大学)、田口さつき (農林中金総合研究所)

【第一報告】

「沿岸漁場の企業利用をめぐる諸論点」

加瀬和俊 (帝京大学)

安倍内閣は農業同様に沿岸漁業にも「成長産業化」を目標として掲げ、「漁協縮小による企業の農業の成長」路線の引き写しの論理として、「漁協縮小による企業の沿岸漁業の成長」方針を掲げている。その際、沿岸漁場問題は、漁業権の経営者免許化、許容漁獲量・養殖量の個別割当方式によって、これまでは共同管理の下に利用されてきた海面を企業経営の事実上の私有地に変換することが意図されている。企業が漁場を同じくする地元漁民と没交渉で操業できることがその目標である。新古典派資源論のsole ownership論の素直な適用といえるが、その現実的帰結は既存漁業者・漁協による集団の利用・管理を原理的に否定し、組合管理漁場の運用にもマイナスをもたらすものとなる。

水産庁は事実上、企業の希望する養殖種類について漁業権の経営者免許化を推進すべく行政指導を強めてきた。これに対して多くの県の水産担当部局は、参入企業と地元漁業者との軋轢を深刻化させ行政責任を肥大化させる措置を回避すべく、漁協による調整を重視する現行法制にのっとった対応を続けてきた。内閣府の「成長産業化」方針の強化によって両路線の併存が困難になった結果として、漁業法の改訂問題が表面化したといえる。

「成長産業化」方針を先取りした復興特区での企業参入は、補助金に依存しない点でも、自らの漁場の生産力を高める点でも、後継者を確保する点でも、全く成果を上げることなく、補助金投入と企業による赤字穴埋めを続け、今後のモデルたりえないことを実証した。漁業者の減少にともない養殖企業の参入を許容ないし希望する漁協が増加してきたことは事実である。とはいえそれは現行制度のもとで、漁協との利害調整がなされ得る限りにおいてであって、沿岸の共同漁業権漁場の中からクロマグロ養殖関連漁場を穴抜的に私有地化させ、組合員に迷惑だけを与える措置を希望しているわけではない。

規制緩和論者は「漁場が空いているのだから企業参入を自由化すべき」というが、現実に養殖企業が参入している漁場は位置・水深・潮通し・アクセスの便宜等の面で条件のそろった漁場であり、空いている漁場ならどこでもよいわけではなく、既存漁業者との日常的な調整が避けられない。また、「漁場が空いている」ことをどのような指標を用いて誰が判定するのか等、詳細に議論しなければ現場での混乱が深刻化するだろう。

漁協の賦課金をめぐる議論については、日本の漁協が事実上、行政機関の窓口機能を広く

果たしており、その費用を組合員が負担し合ってきたことを重視せざるをえない。地先漁場の全利用者の当然加入団体としての漁協が、漁場内の紛議の日常的な解決に責任を持つことが制度的に否定された時、行政がそれに代わって日々の事態に対処することが可能であるとは思われない。

限られた既存の沿岸漁場の中に養殖企業が新規にどう割り込むかといった議論だけでなく、大量漁獲型の沖合漁業を規制した上で、沿岸漁業の漁獲能力向上に対応した漁業権漁場の拡張、沖合養殖への誘導等、タブーとされてきた沿岸漁場拡張の可能性も含めた広範な議論が必要である。

【第二報告】

マグロ養殖企業の事業展開と漁場利用：漁業権の運用を中心に

鳥居享司（鹿児島大学）

1. 報告の目的と課題

本報告では、企業型養殖の参入と定着が、漁業権や漁場利用の運用に与えた影響や論点を明らかにすることを目的とする。報告では、第1に、マグロ養殖を目的とした企業参入が行われた3地区を事例としてとりあげ、参入時、および、その後の事業定着化のなかで漁業権・漁場利用をめぐる顕在化した課題や論点を抽出する。第2に、実際にマグロ養殖事業を展開する複数の企業を対象に、企業側からみた現漁業権・漁場利用システムの評価を明らかにする。第3に、企業参入への行政の姿勢について確認する。

2. 報告の内容

1) A漁協：資本参入の背景・・・漁協経営の安定化

(1) 企業参入時の論点：①既存漁業者の漁場移動：漁協は水揚げ金額を基準に「漁場の有効利用がなされていない」と判断、特定区画漁業権の新設と既存漁業の漁場移動を主導、代替漁場の提示、②受け入れ条件：組合員と同様の漁業権行使料や販売手数料の支払いが条件

(2) 規模拡大時の論点：既存漁業者の漁場移動：漁協は水揚げ金額を基準に、漁協は漁場の再移動を主導、影響を受ける漁業者へ手数料の引き下げや振興基金の支払いによって説得

2) B漁協：資本参入の背景・・・漁協経営の安定化

(1) 企業参入時の論点：①漁船漁業との漁場競合：企業との技術交流や共同事業の実施を条件に合意、②漁場利用のバランス：地元漁業者の将来的な活動の余地を残すため、企業と個人の漁場行使割合の目安を決定、それを可能にする組合員規定（内規）の設定

(2) 規模拡大時の論点：①未行使漁場の取得：企業は個人用に残された漁場の行使を望むも認められない、②海洋環境への関心の高まり：観光業を営む組合員から警戒感が示される、③漁協内での発言力強化をめぐる動き：観光業を営む組合員の正組合員化へ対抗するため、企業は雇用労働者を組合員として申請、正組合員の40%を企業関係者が占める、④系列化：地元漁業者と関係を構築し、傘下に収めて規模拡大を図る

3) C漁協：資本参入の背景・・・漁協経営の安定化

(1) 企業参入時の論点：①受け入れ条件：組合員と同様の漁業権行使料や販売手数料の支払いが条件、漁協は県と相談しながら条件を設定、②既存漁業との関係：養殖漁場の近くには既存漁業が存在し、それへの影響が懸念される、③環境悪化への懸念：餌の解凍ドリップの流出による漁場環境悪化

(2) 規模拡大時の論点：①空き漁場の存在：既存の業者が廃業、漁場行使を検討するも水深が不十分、②既存漁業との競合：新設先の漁場では既存漁業が存在するも、操業漁場を移動、③支払い条件の見直し：規模拡大とともに支払金額が増大、企業側からは見直しの要請

こうした産地側の事情に加えて、企業側からみた漁業権や漁場利用の運用、漁協との関係、そして行政の対応などを交えながら、報告の目的にアプローチする。

【第三報告】

復興特区における漁業権行使・経営の経過と展望

網島不二雄（元山形大学）

I. 問題の設定

宮城の復興特区は、全国で唯一の同一浜に「経営者免許区画漁業権」と「漁協管理区画漁業権」が併存している事例である。しかもこの「特区」は2011年の東日本大震災の復興初期に創造的復興を掲げ、その一環として「漁業権の民間開放」による復興の加速化、「漁業の近代化」を目指すものとの村井宮城県知事の強い意向のもと実行された。漁業者は県漁協を先頭に「特区反対」の大合唱。

何故、各浜の多数の漁業関係者が多方面からの支援を受けつつ、失意の中から果敢に鋭意復興に励んでいる真最中に、こうした事象が発生したのか、その経緯を追究するとともに、漁業をめぐる規制緩和とくに「区画漁業権」にかかわる動向の中での位置、問題点を明らかにすることが何よりの課題である。そのためには「特区」として新しく発足した「桃浦かき生産者合同会社」（LLCと呼称）が、いかに組織されたか。いかなる積極的な役割を果たしたか、経営内容は健全か、将来展望は持てるのか。といった点の検討も不可欠である。

II. 事例への接近

1. 知事は、「特区」導入に向けて情勢をどうとらえていたか→これまで知事と県漁協は蜜月関係
2. 「特区」会社—桃浦かき生産者合同会社（LLCと呼称）の設立過程（2012年8月30日発足）
3. 一斉更新年、2013年5月30日、免許日8月30日までの「海区漁業調整委員会」での議論、県、県漁協との競願
4. LLCに対する仙台水産の支援努力—基礎力不足（高齢労働力、新規社員の力量不足）

で苦闘

５．ＬＬＣの５年間の総括（県の検証報告に対する検討）

Ⅲ．主要論点（結論）

- １．「特区」導入は、浜の混乱、分断、参入企業の苦闘を招き、復興をおくらす
- ２．今期一斎更新期では、「水産特区」を導入すべきでない。
- ３．県漁協は、ＬＬＣを受け容れるため、仙台水産との話し合いを深めるべき。
- ４．この間蓄えられた、仙台水産の生産技術開発、人材育成等を全浜のものとするべき
- ５．少なくとも宮城では、企業参入は見当たらない。
- ６．宮城では、あくまでも「漁業権は漁民漁業者のもの」という風潮は変わらない。
全国一律で論じられる面にも注目すべき
- ７．漁協は、原点に戻り、組織体制の活性化、また、共販制度の柔軟な運用
- ８．規制緩和は、生業家族経営の解体を狙っている。視野広く、消費者との連携を深め、
広範な共同力での対抗が必要

【第四報告】

漁業権の解釈・運用の問題点－水産庁の『技術的助言』を中心に

佐藤力生（三重県熊野漁協 監事）

それはまさに「青天の霹靂」ともいえる報道から始まった。平成２８年７月１３日付け朝日新聞の連載「てんでんこ」には「特区があけた風穴。水産庁が動き、三重県は漁業権をじかに企業に与え始めた」との見出しが躍り、記事には「じかに漁業権を得られれば、法的には行使料を払う義務はない、そもそも漁協に入る必要性さえない」とあった。

これは熊野漁協地先にある大手企業子会社のマグロ養殖場（Ｋ養魚）を取材し書かれたものであり、これを読んだ組合員は激怒し「下宿人が突然家主になった」ごとの免許形態の変更を容認した組合役員の責任を平成２９年６月の組合総会で厳しく追及した。一方、組合役員は前回（平成２５年）の免許更新時において「組合管理漁業権から経営者免許漁業権への変更は技術的なことであり、何ら実質的な変更は伴わない」と三重県庁から説明を受けたことから容認したこと、現に組合とＫ養魚との間で交わされた約束はその後順守されていると応じた。しかし、組合員は次回（平成３０年）の免許形態に強い関心を有していることから、円滑に免許更新ができるか予断を許さない状況となっている。

この問題の根源は漁業権免許更新に当たり水産庁が都道府県に対し発出する『技術的助言』にあり、しかも地方はそれに従う義務はないのに、マグロ養殖免許を有する全国の府県のうち三重県のみがそれに忠実に従ったからではないかということがわかってきた。地方分権推進により漁業権管理事務は、既に自治事務となっていることから、国が漁業権に関する規制改革の意向を地方に反映させようと、国に残された地方自治法第２４５号の４に基づく『技術的助言』を最大限に利用していると思われる。

その『技術的助言』では、組合の管理権限を弱めようとする規制改革の意向を踏まえた恣意的な漁業法の解釈・運用が行われているのではないかという種々の疑念を指摘せざるを得ない。例えば「1 漁場 1 行使者の場合は、経営者免許にすべき」という助言は、漁業法第 1 条の「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用」と整合性がとれているのか、本来経営者免許漁業権は非組合員による行使を念頭に置いたものであり、組合員であっても行使者数が 1 名となれば非組合員扱いにしなければならない理由がどこにあるかなどである。

【一般報告プログラム】

各報告では、口頭発表 20 分、質疑応答 5 分
報告者の方々は、レジュメなど配付資料を 60 部ご用意ください。

【会場】2 号館 100A (1 階)

第一報告：9:30～9:55

大西学（名古屋外国語大学）・東村玲子（福井県立大学）

我が国における資源評価と漁獲上限に関する研究（仮）

第二報告：9:55～10:20

辻雅司（東京海洋大学客員教授）、鈴木康夫（東北福祉大学）、赤間廣志（(株)シーフードあかま）

大震災における水産加工業助成のあり方についての考察

～次の大災害への備えと、今後の水産地域の振興策～

第三報告：10:20～10:45

東村玲子・加藤辰夫（福井県立大学）

ミャンマーの経済発展と水産加工業

第四報告：10:45～11:10

山下東子（大東文化大学）

アジアにおけるサケ需要の変化に関する研究

第五報告：11:10～11:35

北野慎一（京都大学）・山本尚俊（長崎大学）

養殖魚をめぐる消費者の購買行動と商品差別化～養殖ブリを事例として～

第六報告：11:35～12:00

片岡千賀之

愛知県における産地拠点市場と漁業組合共同販売事業の発展

【会費納入のお願い】

2018 年度の年会費の納入を宜しく願います。同封の払込取扱票にて納入していただきますようお願いいたします。なお、2018 年度の年会費をすでに納入されている方、郵便口座からの自動引落としによって納入いただいている方には払込取扱票を同封していませんのでご了承ください。2018 年度の郵便口座からの自動引落としは 2018 年 6 月上旬を予定しています。また、2018 年度から会員管理・会計を業者に外部委託する予定です。詳しくは次号の短信に掲載しますのでよろしくお願い致します。

(工藤貴史 TEL:03-5463-0569 (東京海洋大学) E-mail: fishecono@gmail.com)

【投稿論文の募集】

現在、漁業経済研究 63 巻 1 号に掲載する論文等を募集しています。投稿締め切り日は 2018 年 7 月 20 日 (金) とします。投稿資格はすべての会員にあります。沢山の投稿をお待ちしております。投稿を希望する場合、必ず「投稿規定」と「執筆要領」をよく読み、それに従って執筆してください。以下の URL に記載されている投稿規定を参照してください。

<http://www.gyokei.sakura.ne.jp/contribution/contribution.htm>

また投稿の際には、漁業経済研究に記載されている「送り状」をコピーして、必要事項を記入して添付して送付してください。提出方法につきましては、上記 URL に記載されていますが、詳細については次号の短信でお知らせいたします。

【編集後記】

事務局（総務部分）として 2 度目の短信発行です。まだ慣れない点が多々あり、会員の皆様に因らずもご迷惑をかけているかもしれません。何かお気づきの点等ありましたらお知らせ下さい。

今大会へ多くの会員が参加されることを期待します。(板倉信明)。

学会短信 No. 141

2018. 5. 7

漁業経済学会事務局（総務：板倉信明）

〒759-6597 山口県下関市永田本町 2-7-1

水産大学校内

(国立研究開発法人水産研究・教育機構：略称：水産機構)

TEL：083-227-3853、FAX 083-286-7431

e-mail fishecono@gmail.com